

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月19日（平成28年（行情）諮問第627号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第470号）

事件名：ハンセン病対策（資料館運営等委託分）に係る企画等評価委員会設置要綱の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ハンセン病対策（資料館運営等委託分）に係る企画等評価委員会設置要綱」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年4月22日付け厚生労働省発健0422第8号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件開示請求をした「ハンセン病対策（資料館運営等委託分）に係る企画等評価委員会設置要綱」のうち国家公務員以外の企画評価委員の氏名及び役職について不開示の決定があった。その理由は特定の個人を識別することができる情報であること、法5条1号ただし書イないしハに該当しないこと、さらに公にすることで当該委員に不当な圧力がかかる等により、「率直な意見の交換や公正であるべき公募手続に係る意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがある情報」でもあることを理由とする。

しかし、上記、不開示決定の理由とする解釈は正当な情報不開示の理由となっていない。何故ならば、法1条に示された法の目的には情報開示は「国民主権の理念にのっとり」っているものであり「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と謳っており、個々の条文の解釈の指針となるべきもので

ある。企画評価委員の情報は国家公務員であろうとそうでなかろうと、その立場に違いはないから、国家公務員であるから開示の対象になり公務員でないから開示の対象にならないというものではない。企画評価委員の氏名が明らかになると、不当な圧力がかかるという根拠も具体的な根拠をもって示されていない。むしろ、法1条によれば、国民主権の理念の要請によって、行政の有する諸活動の国民に説明する責務を全うすることが求められ、それが国民の的確な理解と批判の下に公正で民主的な行政の推進に資するとしているのであり、国民が企画評価委員の氏名を知ることが公正を損ない公募事務の適正な運営の遂行に支障を及ぼすおそれがあるという認識は法の法目的に反するだけでなく、情報を徒に国民に公開しないことになる。

また厚労省及びその業務を受任している地方自治隊（原文ママ）の実態とも反する。

たとえば、厚労省の労働政策審議会及び部会は委員の氏名を公表しているし、環境省の水俣病認定審査会のような厳しい対立があり不当な圧力の及ぶ恐れのある審査会でも、委員の名前を公開しており、したがって、企画評価委員会の氏名の不開示決定は、こうした時代の推移にも反している。国の機関である審議会への参加は、国家公務員以外の者であっても責任の重い公的な仕事を引き受けたのであって、個人のプライバシーの領域ではまったくなく、氏名の公表はそれが不当な圧力を受けるといった具体的な根拠のない限り、認められなくてはならない。

以上、本件不開示決定を取消し、開示するよう求めるものである。

（2）意見書

ア 本件不開示決定内容

厚生労働省に本件開示請求をした「ハンセン病対策（資料館運営等委託分）に係る企画等評価委員の指名（原文ママ）及び役職」についての開示請求を行ったところ、そのうち国家公務員以外の企画等評価委員の氏名及び役職について不開示の決定が行われた。その理由は特定の個人を識別することができる情報であること、法5条1号ただし書イないしハに該当しないこと、さらに公にすることで当該委員に不当な圧力がかかる等により、「率直な意見の交換や公正であるべき公募手続に係る意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがある情報」（以下、厚生労働省の主張箇所は諮問627号理由説明書から引用）でもあることを理由とする。

イ 法の法目的について

しかし、上記、不開示決定の理由とする解釈は正当な情報不開示の理由となっていないだけでなく、法のそもそもの法目的を理解して

いないと言うべきである。

法1条に示された法の目的は情報開示は「国民主権の理念にのっとっているものであり「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と謳っており、個々の条文の解釈に当たってはその指針となるべきものである。

法5条は上記の本法の法目的に従い行政文書の開示義務を定めた条文であり、例外的に不開示される場合を定めた列举規定の解釈に当たっては形式的な理由ではなく、開示することによりいかなる不利益が生じるかについて十分に説得的な理由が示される必要がある。

ウ 法5条1号該当性について

厚生労働省が企画等評価委員のうち国家公務員の委員の氏名及び役職（肩書き）を不開示としている（原文ママ）理由は5条1号本文に該当しイからハのいずれにも該当しないというものである。しかし当該企画等評価委員のうち国家公務員の氏名及び役職（肩書き）については開示請求に応じて開示されているところである。

企画等評価委員の情報は国家公務員であろうとそうでなかろうと、個人情報であることに違いはないから、企画等評価委員のうち国家公務員の個人情報は不開示にする必要がなく、国家公務員ではない委員についてのみ不開示にする必要について一切その理由を明らかにしていない。

（ア）その理由の第1に挙げているのは、「本件不開示は、これを広く一般に公表する旨の法令の規定があるものではなく、企画書の評価の公正さを確保する観点から、本体対象文書に公開に関する記載はなく、また、公表された事例もないことから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書きイには該当しない。」というものである。

しかし、法5条1号ただし書きイは同号本文に該当する場合であっても不開示にすべきでない理由として挙げられているものであって、それに該当しないことが不開示になるというのではなく、厚生労働省の解釈は明らかに恣意的なものである。すなわち慣行として公にされていないこと、公にすることが予定されていないことが直ちに不開示の理由となるものではなく、これまで開示請求されてこなかったことが開示請求を拒む理由とはならないことは明らかである。さらに、本件開示請求に対し、国家公務員の個人情報について厚労省は開示手続をとっているのであるから、本件理由は自己矛盾も甚だしいと言わざるを得ない。

(イ) 第2の理由として挙げているのは、「委員による企画書の評価は、国立ハンセン病資料館の運営委託先の選定に特化したものであり、本件不開示情報が直ちにハンセン病患者等の『生命、健康、生活又は財産』の保護に影響を及ぼす事情は認められないことから、同号ただし書き口にも該当しない。」というものである。

この理由は上記(ア)と同様、その解釈を間違っただけのものであるだけでなく、もしその理由を正当化するのであれば、国家公務員の個人情報であっても同様の主張によって不開示にしなかったことと全く辻褃が合わない根拠である。

そもそも、我々が国立ハンセン病資料館の業務受託者を選定する企画等評価委員の情報開示を求めている理由は、国立ハンセン病資料館は我々ハンセン病患者であった者が国の誤った強制隔離政策によって受けた受難の歴史をしっかりと明示し、現在及び後世の市民に残す貴重な施設であってその選定に当たって誰が選定をし、どのような評価基準に沿って公正な判断がなされたのかを、我々がもっとも知るべき立場にあるからであって、国立ハンセン病資料館の運営委託先の選定に特化したに過ぎず、ハンセン病元患者等の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼす事情にないという理由は、「ハンセン病隔離政策の歴史」を残すことが我々ハンセン病元患者にとって、生命、健康又は財産の保護と同等の価値を有するものであってそれ以下ではないという国立ハンセン病資料館の運営委託先の選定が国立ハンセン病資料館の存続にとって重要な意義を持つことを軽視した姿勢を伺わせるものとして怒りさえ覚えるものであることを付記しておきたい。

(ウ) 第3の理由として、国家公務員ではない外部委員の個人情報は法5条1号ただし書きハに該当しないというものである。

この理由も、上記ア及びイですでに示したように法5条1号ただし書きの条文解釈を誤った解釈に基づくものであり、ただし書きは不開示理由を明記した同号本文に当て嵌まったとしても、開示すべき対象を列挙したものであって、該当しないことを直ちに不開示の理由としているものではない。厚生労働省が明記しなければならないのは、すでに繰り返し述べているように法5条1号に国家公務員の個人情報は該当しないという立場に立ちながら、なぜ外部委員の個人情報のみが不開示理由に該当するのかという根拠であって、そのことにはひと言も言及をせずこうした法条文の誤った解釈によって、殊更に理由を申し立てている姿勢は法の制度の意義を理解していないだけでなく、極めて不誠実な態度であると言わなければならない。

エ 法5条5号及び6号柱書き該当性について

法5条5号及び6号柱書きの不開示情報に該当するとする理由は「委員に対し、企画競争参加者等の利害関係者等から、企画競争の結果が自己に有利となるよう不当な接触、働きかけや圧力がかけられ、又は委員がそうした不当な接触等を危惧することにより、委員会における率直な意見の交換や公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」であるというものである。

しかし、この理由は本件開示請求の趣旨をまったく誤解しているか故意に曲解しているものであるとしか言いようがない。何故ならば、本件開示請求はすでに国立ハンセン病資料館の運営委託先の決定が終わり、平成28年度の国立ハンセン病資料館の運営が業務受託者によって行われている時点で行っているものである。上記理由で挙げられている「おそれ」は、国立資料館の業務委託先を公募し、審査が行われる時点か行われている時点を前提にしたものであって、すでに審査が終了し、業務受託者が公表されたあとについてはまったく当て嵌まらない。したがって、企画評価委員の個人情報が開示されても上記「おそれ」の生じる余地はあり得ない。

また法5条5号の趣旨は本来、そうした「おそれ」がなくなったと解される時点で速やかに開示されるべき情報であって、その解釈に当たって「おそれ」が現になくなった場合にまで不必要に拡大されるべきものではない。

オ 厚生労働省の不開示決定について

上記アからエで述べてきたように、本件不開示決定は根拠のないものであって、貴審査会におかれては法の趣旨に沿って厳正な審査の上、厚生労働省が行った本件不開示決定の取消とする裁決を出されることを求めるものである。

また、我々が審査請求書のなかで、厚労省の労働審査審議会及び部会、さらには環境相（原文ママ）の水俣病認定審査会のようなその審査の結果が請求者に大きな結果をもたらすような事情のある審査会でも委員の氏名を公表している事実を指摘したことに対して、厚生労働省はまったく歯牙にもかけなかった。しかし、ハンセン病問題に関して付け加えれば、最高裁は特別法廷に関する調査・検討に当たって有識者委員会を設置したが、設置に当たって委員の氏名は公表されていた。役所が国及び地方公共団体に至るまで設置するさまざまな会議体があり、外部委員も数多くその中には含まれるが、多くは委員名が公表され、また議事録も公表されているのが今日の趨勢である。それは法に規定されているように、国民主権にもとづ

く民主主義国家にあっては情報は国民のものであり、行政は国民に情報を開示する義務を負っているからである。したがって、政府機関は恣意的に情報を秘匿することは許されず、できうる限り開示するという姿勢に立つべきであって、本体不開示決定はそうした信頼を揺るがすものであると言わざるを得ない。

カ 付記

国立ハンセン病資料館は国の誤った強制隔離政策によって甚大なる被害を受けた我々ハンセン病元患者の人生被害を教訓として残すものである。こうしたことから考えれば、特定団体は国立ハンセン病資料館の運営がいかに行われるかについては、第三者の立場に立つものではなく、ハンセン病元患者の当事者代表として当然にもっとも利害関係を持つ立場にあって、その運営に対して意見を述べる権利を有する者である。

本来、企画等評価委員の一員として選ばれでも何らおかしくない立場の我々が国立ハンセン病資料館の業務委託がどのように行われたのかの検証を目的として、第三者の立場に立って開示請求した本件開示請求に対して、厚生労働省が頑なにその開示を拒否する姿勢を持ち続けることがいかに不当な姿勢であるかということも、そしてその我々が、怒りを深く心の中にもって厚生労働省の不開示の審査請求を改めて情報公開・個人情報保護審査会に求めていることも貴情報公開・個人情報保護審査会には理解頂きたいということを最後に付記して本意見書をとする（原文ママ）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年3月28日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年7月20日付け（同月22日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「平成28年度「ハンセン病対策事業（資料館運営等委託分）」に関わる競争入札による契約候補者の選定にあたった委員会の名簿」に関して行われたものであり、選考にあたった委員会の名簿については「ハンセン病対策（資料館運営等委託分）」に係る企画等評価

委員会設置要綱」に記載されていることから、当該文書を本件対象文書として特定した。

本件対象文書は、ハンセン病対策（資料館運営等委託分）に係る企画競争を実施するに当たり、委員会の構成として委員（委員長を含む）の氏名及び役職（肩書き）が記載されている。

(2) 原処分における不開示部分について

原処分においては、国家公務員以外の委員の氏名及び役職（以下「本件不開示情報」という。）を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

本件不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するため、法5条1号に該当し、かつ、以下のとおり同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

本件不開示情報は、これを広く一般に公表する旨の法令の規定があるものではなく、企画書の評価の公正さを確保する観点から、本件対象文書に公表に関する記載はなく、また、公表した事例もないことから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書イには該当しない。

また、委員による企画書の評価は、国立ハンセン病資料館の運営委託先の選定に特化したものであり、本件不開示情報が直ちにハンセン病元患者等の「生命、健康、生活又は財産」の保護に影響を及ぼす事情は認められないことから、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、委員会の構成は、委員長を外部有識者とするとともに、利益相反に配慮のうえ、委員の5人中3人が外部有識者となっている。原処分において不開示とした委員はすべて外部有識者であり、公務員等ではないため、同号ただし書ハにも該当しない。

イ 法5条5号及び6号柱書き該当性について

本件不開示情報は、これを公にするとした場合、委員に対し企画競争参加者等の利害関係者等から、企画競争の結果が自己に有利となるよう不当な接触、働きかけや圧力がかけられ、または委員がそうした不当な接触等を危惧することにより、委員会における率直な意見の交換や公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号柱書きの不開示情報に該当する。

ウ 以上のことから、本件不開示情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「企画評価委員の情報は国家公務員であろうとなかろうとその立場に違いはない」、「厚労省の労働政策審議会及び部会は委員の名前を公表しているし、環境省の水俣病認定審査会のような厳しい対立があり圧力の及ぶ恐れのある審査会でも、委員の名前を公開」しているとの主張を行っているが、本件不開示情報の不開示情報該当性は上記(3)で示したとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年10月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月10日 | 審議 |
| ④ | 同月21日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年9月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 平成30年1月25日 | 審議 |
| ⑦ | 同年2月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行った。これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(3))において、以下のとおり説明する。

ア 法5条1号該当性について

本件不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するため、法5条1号に該当し、かつ、以下のとおり同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

本件不開示情報は、これを広く一般に公表する旨の法令の規定があるものではなく、企画書の評価の公正さを確保する観点から、本件対象文書に公表に関する記載はなく、また、公表した事例もないこ

とから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、法5条1号ただし書イには該当しない。

また、委員による企画書の評価は、国立ハンセン病資料館の運営委託先の選定に特化したものであり、当該部分が直ちにハンセン病元患者等の「生命、健康、生活又は財産」の保護に影響を及ぼす事情は認められないことから、法5条1号ただし書ロにも該当しない。

さらに、委員会の構成は、委員長を外部有識者とするとともに、利益相反に配慮のうえ、委員の5人中3人が外部有識者となっている。原処分において不開示とした委員はすべて外部有識者であり、公務員等ではないため、法5条1号ただし書ハにも該当しない。

イ 法5条5号及び6号柱書き該当性について

本件不開示情報は、これを公にするとした場合、委員に対し企画競争参加者等の利害関係者等から、企画競争の結果が自己に有利となるよう不当な接触、働きかけや圧力がかけられ、または委員がそうした不当な接触等を危惧することにより、委員会における率直な意見の交換や公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号柱書きの不開示情報に該当する。

ウ 以上のことから、本件不開示情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 以下、検討する。

不開示部分は、ハンセン病対策（資料館運営等委託分）に係る企画等評価委員会を構成する国家公務員以外の委員の役職及び氏名である。

ア 法5条1号該当性について

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当該部分は、厚生労働省健康局長から委嘱された委員の役職及び氏名であり、「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」（平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議資料）において準用する「審議会等の整理合理化に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）の別紙3において、「審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。」とされていることや、ハンセン病対策（資料館運営等委託分）に係る企画等評価委員会の性格等を踏まえると、法令の規定により又は慣

行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当するものと認められる。

イ 法5条5号及び6号柱書き該当性について

当該部分は、平成28年度事業に係る契約候補者の選定のために委嘱された国家公務員以外の委員の職氏名であり、上記アのとおり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることから、これを公にしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められず、また、公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

ウ したがって、当該部分は、法5条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子